

令和3年9月13日

町立小・中・高等学校の保護者 様

浜中町教育委員会教育長 佐藤 健二

「緊急事態宣言措置」延長を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(お知らせ)

初秋の候、保護者の皆様には、ますます御健勝のことと存じます。平素より、本町教育の充実発展、さらには新型コロナ感染症対策において御理解、御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、9月13日を期限としていた「緊急事態宣言」措置でしたが、感染症対策を継続して強化することから、本道においては「緊急事態宣言」が延長することとなりました。

つきましては、本町の各学校においては、これまでの「緊急事態宣言」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き取り組んでまいりますので、保護者の皆様には、御理解、御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 登下校・日課・授業について

衛生管理マニュアルにレベル3に基づき、より厳しい感染症対策の徹底を図ります。原則としては、これまで通りの登下校・日課・授業の取組となります。

2 感染防止対策について

感染力の強いデルタ株を想定して、「ウイルスを学校に持ち込ませない、拡げない」を大切に感染対策の徹底を図ります。ご家庭には、この期間での不要不急の外出を避けるよう、御協力をお願いします。

また、児童生徒や同居家族に発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、最寄りの病院や診療所で抗原検査等受検することや症状がなくなるまで登校させないよう、御協力をお願いします。

3 学校行事について

9月30日までの緊急事態宣言措置期間の集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修等）の実施は見合わせます。また、その期間での感染リスクが高い行事（学校祭や文化祭）は、中止または延期とします。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は可能とし、感染リスクの低い行事（遠足、自然体験学習、職業体験学習等）については計画どおりに実施します。

4 部活動について

原則中止としますが、各学校長の責任の下、緊急事態宣言期間中に全道大会や全国大会等へつながる予選会や本大会への出場は認めます。そして、その大会に出場する部活動に限り、自校での練習活動は認めます。少年団も部活動に準じて実施します。

※これらの件についての問い合わせにつきましては、各学校までお願いします。